

社会福祉法人広島市社会福祉事業団個人情報保護規則

令和 5 年 5 月 22 日

規 則 第 3 号

社会福祉法人広島市社会福祉事業団個人情報保護規則（平成 18 年規則第 4 号）の全部を改正する。

社会福祉法人広島市社会福祉事業団個人情報保護規則（平成 18 年規則 第 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、個人の権利利益を保護するため、社会福祉法人広島市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 文書等 事業団の役員又は職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、事業団の役職員が組織的に用いるものとして、事業団が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。
- (2) 事業団保有個人情報 文書等に記録された個人情報であって、事業団が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものをいう。ただし、その存否が明らかになることにより次に掲げるおそれがあるものを除く。
 - ア 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれ
 - イ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれ
 - ウ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - エ 犯罪の予防、鎮圧又は操作その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶ

おそれ

（個人情報の適正な取扱い）

第3条 事業団は、その業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合には、法その他の関係法令等の規定を遵守しなければならない。

2 事業団は、その業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合には、個人データに係る法第22条から第25条まで、第27条及び第28条の規定と同様の措置を行うよう努めるものとする。

（開示の申出）

第4条 事業団は、本人から、当該本人が識別される事業団保有個人情報の開示（当該本人が識別される事業団保有個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申出があったときは、本人に対し、事業団保有個人情報を開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 事業団の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 法令に違反することとなる場合

2 本人に対する事業団保有個人情報の開示について法令（法を除く。以下同じ。）の規定により特別の手續が定められている場合には、当該事業団保有個人情報については、前項の規定は適用しない。

（開示の申出の手續）

第5条 前条第1項の規定による開示の申出（以下「開示申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示申出書」という。）を事業団に提出して行わなければならない。

(1) 開示申出をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 開示申出に係る事業団保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業団が定める事項

2 開示申出をしようとする者は、事業団に対し、自己が当該開示申出に係る事業団保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で事業団が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 事業団は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（部分開示）

第6条 事業団は、開示申出に係る事業団保有個人情報に不開示情報（開示する

ことにより第4条第1項各号のいずれかに該当する個人情報をいう。以下この条において同じ。)が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示申出の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該部分を除いた部分を開示するものとする。

(開示申出に対する措置)

第7条 事業団は、開示申出に係る事業団保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出をした者に対し、その旨、開示する事業団保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知するものとする。

2 事業団は、開示申出に係る事業団保有個人情報の全部を開示しないときは、開示をしない旨の決定をし、開示申出をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 事業団は、第1項の決定をする場合において、開示申出に係る事業団保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

(開示決定等の期限)

第8条 前条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示申出があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第5条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 事業団は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、事業団は、開示申出をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

(開示の方法)

第9条 この規則に基づく事業団保有個人情報の開示は、法第87条第1項に準じて行う。

2 事業団保有個人情報の開示を受ける者は、法第87条第3項に準じた申出を行わなければならない。

(訂正等の申出)

第10条 事業団は、本人から、当該本人が識別される事業団保有個人情報の内容が事実でないという理由によって当該事業団保有個人情報の内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)の申出があった場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達

成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該事業団保有個人情報の内容の訂正等を行うものとする。

（訂正等申出の手続）

第 11 条 前条の規定による訂正等の申出（以下「訂正等申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正等申出書」という。）を事業団に提出して行わなければならない。

- (1) 訂正等申出をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 訂正等申出に係る事業団保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正等申出を行う箇所及び訂正等の内容
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、事業団が別に定める事項

2 第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定は、訂正等申出をしようとする者について準用する。

（訂正等申出に対する措置）

第 12 条 事業団は、訂正等申出に係る事業団保有個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、当該訂正等申出をした者に対し、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を書面により通知するものとする。

（訂正等の決定の期限）

第 13 条 前条の決定は、訂正等申出があった日から 29 日以内にするものとする。ただし、第 11 条第 2 項において準用する第 5 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第 8 条第 2 項の規定は、前条の決定について準用する。

（利用停止等申出）

第 14 条 事業団は、本人から、当該本人が識別される事業団保有個人情報が法第 18 条若しくは第 19 条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第 20 条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該事業団保有個人情報の利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の申出があった場合であって、その申出に理由があることが判明したときは、その利用停止等に関して法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、違反を是正するため必要な限度で、当該事業団保有個人情報の利用停止等を行うものとする。ただし、当該事業団保有個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（利用停止等の申出の手続）

第15条 前条の規定による利用停止等の申出（以下「利用停止等申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止等申出書」という。）を事業団に提出して行わなければならない。

- (1) 利用停止等申出をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 利用停止等申出に係る事業団保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止等申出を行う内容及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業団が別に定める事項

2 第5条第2項及び第3項の規定は、利用停止等申出をしようとする者について準用する。

（利用停止等申出に対する措置）

第16条 事業団は、第14条の規定に基づき申出があった事業団保有個人情報の全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、当該利用停止等申出を行った者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

（利用停止等の決定の期限）

第17条 前条の決定は、利用停止等申出があった日から29日以内にするものとする。ただし、第15条第2項において準用する第5条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第8条第2項の規定は、前条の決定について準用する。

（理由の説明）

第18条 事業団は、第7条第1項若しくは第2項、第12条又は第16条の規定により、本人から申し出があった措置の全部又は一部について、その措置を講じない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置を講ずる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

（代理人による申出）

第19条 第4条第1項、第10条又は第14条の規定による申出（以下この条において「開示等申出」という。）は、未成年者又は成年被後見人の法定代理人及び開示等申出を行うことにつき、本人が委任した代理人によって行うことができる。

2 前項の場合において、事業団は、必要と認めるときは、本人の意思を確認するものとする。この場合において、本人が反対の意思を表示したときは、事業団は、当該開示等申出を拒否するものとする。

3 第1項の規定により開示等申出を行おうとする者は、事業団に対し、自己が当該開示等申出に係る事業団保有個人情報の本人の法定代理人又は当該本人が委任した代理人であることを証明するために必要な書類で事業団が定めるものを提出

し、又は提示しなければならない。

（手数料）

第20条 第9条の規定により開示を受ける場合の手数料の額は、法第82条第2項の決定に相当する措置を行う場合及び開示の方法が閲覧である場合は無料とし、開示の方法がそれ以外の方法である場合は、広島市長が定める額を標準として理事長が定める額とする。

2 前項の手数料は、第9条第2項の申出の際、納めなければならない。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

3 手数料は、特別の理由があると認められるときは、これを減免することができる。

4 事業団は、手数料の額及びその徴収の方法を定め、本人の知り得る状態に置くものとする。

（雑則）

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年5月22日から施行し、同年4月1日から適用する。